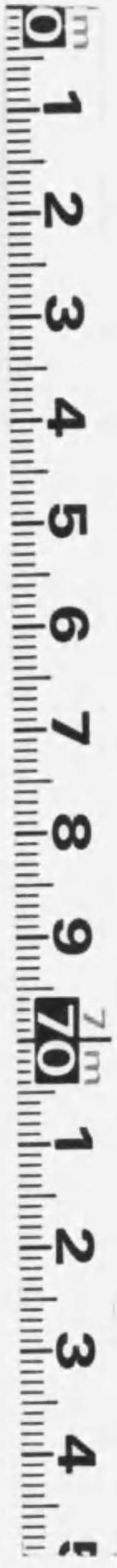


会社債投資の常後

特256

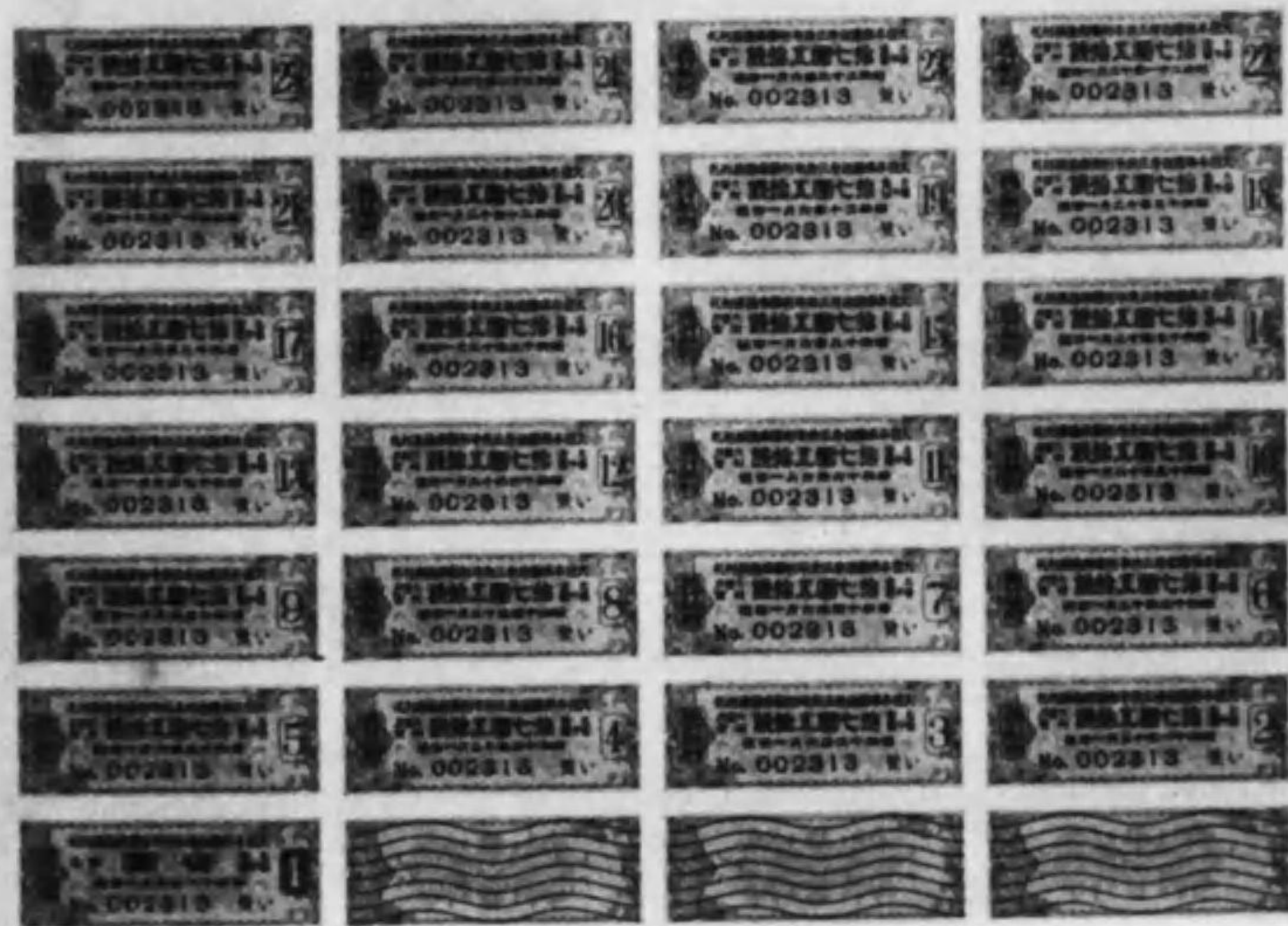
799



始



47-258  
799



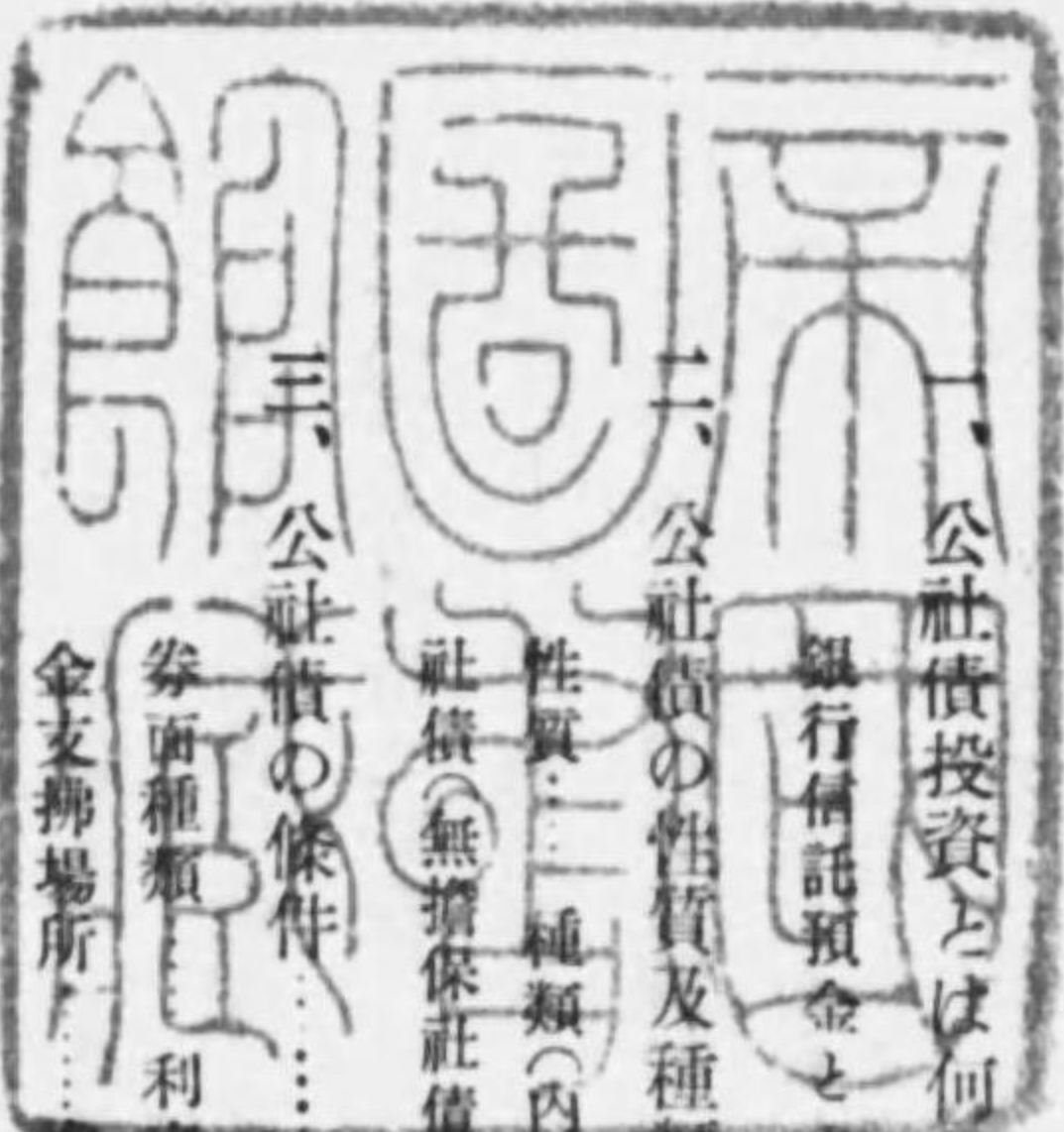






# 目次

一	公社債投資とは何か	一
二	銀行信託預金との比較……株式投資との比較……公社債投資の特色	二
三	六、公社債の性質及種類	三
四	性質(一)種類(内債と外債)……國債……地方債……銀行債……特殊社債……普通社債(無擔保社債と物上擔保附社債)……産業債券……外貨邦債	四
五	三、公社債の條件	五
六	券面種類……利率……償還期限……償還方法……發行價格……利子支拂日……元利金支拂場所……擔保……特約……利廻	六
七	四、取引の豫備知識	七
八	標値段と経過利息と賣買代金……相場……送金方法……債券の送附方法	八
九	五、公社債の募集	九
一〇	六、普通の賣買(顧客と當業者との賣買)	一〇



七、國債市場に於ける取引の方法と委託賣買……………三

    實物取引(普通賣買と入札賣買)……………品物の受渡……………長期清算取引……………當限……………中限……………先限……………受渡……………買戻……………轉賣……………長期取引銘柄……………取引の單位……………證據金……………委託賣買(實物賣買委託と長期賣買委託)……………委託證據金……………委託手数料……………元

八、公社債の保管方法……………元

    保管預り……………公示催告……………記番號登錄……………記名式書換……………登錄國債……………元利金取立……………四

九、公社債擔保金融……………四

一〇、公社債と課税……………四

    第二種所得税……………資本金子税……………免稅團體……………第三種及第一種所得税との關係……………四

一一、公社債取扱機關の選擇……………四

    銀行、信託會社、證券會社(割戻し)……………故障附の公社債に對する注意……………四

### 一、公社債投資とは何か

**銀行、信託預金と公社債投資** 銀行預金及信託預金は共に資金の運用を他人に委せておくものですから、銀行や信託會社は其預つたお金を公社債に投資したり手形其他の貸付等を用ひて利子を收得しますが、銀行預金者は其の内一定の利子しか受取る事が出来ず又信託預金者は運用利益の中から一定の手數料を差引いた配當金しか受取る事が出来ませぬ、所が自分で直接公社債を買つておけば其利子は全部自分のものとなります、従つて、公社債投資は時によつて多少變りますが銀行信託預金より有利になります、尤も直ぐに支拂に充てなければならぬ様なお金は別ですが、少くとも一、二ヶ年使はぬ豫定のお金ならば公社債に御投資になつた方が有利であります、或場合には流動資金も公社債に投資しておいて資金が入用になれば其を擔保に銀行などから融通を受けてゐる方もあります、又相場も多少變動しますから、先が高いと見れば買ひ、高過ぎると見れば賣ると云ふ風にしますと、利子の外に賣買差益を得る事も出来ます。次に**確實性**と云ふ點から見ても銀行に信用の差がある様に公社債にも發行者の如何又

は擔保物件の如何に依つて信用に差異がありますが、少し選擇に注意すれば先づ危険はないと云つて宜しいと思ひます、其にも拘らず公社債投資が普及してゐないのは一つには昔から銀行には慣れてゐるのに反して公社債には不慣れで其確實有利な事を知らないか或は知つてゐても面倒であるとか、いざと云ふ場合に資金化が困難であらうとか云ふ様な懸念もある爲でせうし、又一つには従來銀行預金に高率の利息が付いてゐた爲投資のつもりで預金してゐる人が多いせいかと思はれます、併し債券市場が狹隘であり且つ取扱機關が不備であつた過去は兎も角、今日に於ては公社債の買入も賣却も金融も極く手軽に出来ますから其點に就て少しも懸念がなくなつたと云つて差支なく又預金利率が非常に低下した今日に於ては公社債投資は最も確實有利な利殖法であると思ひます。此事は各種社團財團法人社寺等の基金が殆んど公社債化されんとする傾向より見ても明かであります。

**株式投資と公社債投資** 株式の配當金は會社の成績如何によつて高低があり全く無配當の事も尠くありませぬ、加之其相場は一般經濟事情、會社事業の性質と内容とに支配され又其時の人氣や賣手買手の如何に依つて頻りに高下しますから之を買ふにも賣るにも其時期を選

む事が六ヶ敷殊に經濟界の事情急變等の場合には時に大いなる利益を得る事がないでもないが非常の損失を蒙る事があり、總じて株式投資は失敗に終るものと云つても過言でない様に思はれます、反之公社債は之を買入れる時少しく其種類の選擇に注意すれば其後は毎年一定額の利子を受取る事が出来、其相場の如きも時に經濟界の事情又は需要供給の關係から多少の變動は免れませぬが償還期には必ず額面金額を受取る事が出来ます。

**公社債投資の特色** は一口に申しますと、有利、確實、安全であると共に賣買が簡單であり且つ擔保物として他の何物よりも歓迎される點であります、有利とは銀行信託預金より好利廻であり、確實と云ふのは、國家が債務者である國債の元利金支拂が絶対確實なのは云ふ迄もなく又地方團體が債務者である府縣債及相當の都市々債並に銀行債も元利拂不能の懸念は全くないと云つてよく其他の社債に就ても確實なものと然らざるものとを判別する事は決して困難な事ではありませぬ、又安全と申しますのは公社債の値段は株式と違つて變動少く且つ償還期には必ず額面金額を受取る事が出来ますから償還期迄持つてゐれば値下り損は全くない譯で寧ろ通常額面以下の値段で買入れるもの故毎年受取る利息の外に償還期には買入値段と額面の



差額丈利得するのであります、或は金融事情の變化から相場が低落して假りに買入れてから一年後に買入値段より五十錢安く賣つたとしても銀行預金より年率一分有利ならば猶銀行預金をしてゐたよりも年五厘即ち一萬圓に付五十圓丈有利となります、又賣買、擔保差入並に元利金取立の手續は極簡單で、尙利子は利拂期日前に賣却しても株式配當金と異り債券所有日數に應じて日割計算で取得しますから、公社債投資は有利な預金をなさると同様であります。

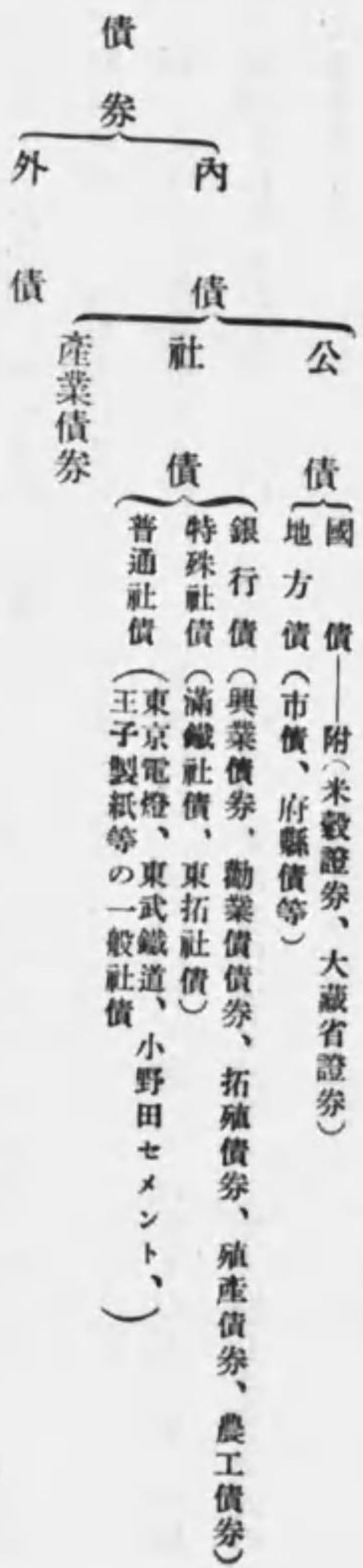
## 二、公社債の性質及種類

**性質** 公社債は巨額な長期資金を借入れる爲に發達した所の一定の形式を備へた借用證書の様なものであります、即ち公債は國家又は府縣市町村等の地方團體が發行し、社債は特殊銀行會社や一般事業會社の發行した借用證書であります、處が普通の借用證書と異り、一定の體裁を備へ、各種の券面に分割され、無記名有價證券(所有者の希望に依り通常記名式となし得)として轉々流通すべき形式を具備する上、發行者たる國家、府縣市、特殊銀行及會社、事業會

社の信用換言すれば、元利拂の確實性に對する信頼に因つて流通するものであります。従つて發行者の信用程度並に流通性の大小に依つて値段に差異が生じます。

公社債の實物は本冊子巻頭に掲げてある通り元本債券と附屬利札とから成り、元本債券には額面金額、發行者名、債券名稱、回数記番號並に利率償還方法等の條件が記載され、利札には債券名稱、回数、記番號並に何年何月何日渡額面何圓券利子金何圓何十錢と云ふ風に記載されております、其處で利渡期日には其利札を切取つて指定の元利金支拂場所(利札引換に利子を受取り、償還期日には元本債券引換に元金支拂を受けるのであります、但し割引の形式で發行される割引興業債券、大藏省證券等は額面金額より既定の割引日歩に償還期間(日數)を乗じた金額を差引いた金額が拂込まれ、爾後の取引は市場金利に従つて同様の手續で爲され、償還期日に額面金額の支拂を受ける仕組となつております。

**種類** 公債社債産業債券を總稱して債券と呼び、國內に於て發行されたものを内債、外國に於て發行されたものを外債又は外貨邦債と呼び、更に發行者を標準として大別しますと左の通りであります。



尙昭和十年末債券現在高は百七十億圓に達し、國債は九十五億圓（内譯内債八十二億八百萬圓外債十三億七千二百萬圓）、地方債は十九億九千九百萬圓——府縣債七億五千八百萬圓市債十二億四千百萬圓（内市外債二億二千六百萬圓）——銀行債（産業債券を含む）は廿億二千萬圓、特殊社債及び普通社債は計三十四億五千五百萬圓（内外貨社債三億四千萬圓）であります、以下各種類に就て簡単に説明致します。

(イ) 國債 は國家の發行する債券でありますから、其確實な事は申す迄もなく従つて之が賣買も圓滑に行はれ之に依る金融も容易につきますが、其代り利廻の幾分低いのは止むを得ませぬ、國債の流通に就ては政府も常に充分の注意を拂つて居りまして、例へば日銀貸付割引日歩

は國債擔保のものに就き、國債以外のものを擔保とするより低率とする如き、或は政府に對する各種の保證金代用又は代金延納擔保（三分半利公債を利用するのが有利）には時價に依らず額面で受入れる如き、或は内債に就ては券面種類を大小各様となし、元利拂場所としては日銀本支店代理店の外全國郵便局をも加へ、或は第二種所得稅免除、或は國債登錄（記名式とし保管の安全を計る——四一頁參照）等々各種の手段に依つて國債の聲價を高めるに努め其流通の圓滑を計つております。

内國債を大別すると左の通りであります。

名 稱	利率	償 還 期 限	現在額(昭和十年末)
五分利公債	五・〇	昭和卅五年乃至六十四年	一、八六九、一五九
甲號五分利公債	五・〇	同卅七年乃至卅八年	三九六、六九八
第一回四分利公債	四・〇	同 四十四年	一六四、八八五
第二回四分利公債	四・〇	同 四十四年	九四、四六八
四分利公債	四・〇	同四十二年乃至四十四年	七三、四四三
五分利國庫債券	五・〇	同十一年三月乃至廿八年九月	一一、二三〇、七六一

四分半利國庫債券 四・五 同十九年六月乃至廿一年三月 七一五、〇〇〇  
 四分利國庫債券 四・〇 同卅二年九月乃至卅七年十二月 二、六六三、五八八  
 五分利公債は大體發行の年に依つて記號(いろは……)又は回数に異にし、例へば昭和六年發行分は數回に發行されても第二回と云ふ如くにして大體昭和八年迄發行されたもので、其後特殊の事情から五回六回が僅か許り發行されました。其償還方法は總て發行の年から起算して五年据置後五十年以内に償還するもので、取引の便宜上第一五分利公債(明治年間に發行されて据置期間の経過したもの)、第二五分利公債(大正以後に發行されて据置期間の経過したもの)、第三五分利公債(据置期間未経過のもの)に分たれております。最近取引の便宜上第三五分利公債の受渡に第二五分利公債を代用する事を得る様になりました。右記四分利公債と云ふのは昭和八年十二月にほ號として始めて發行されて以來續いて發行されてゐますが、償還方法は何れも發行の年より五年据置其後三十ヶ年間に償還するものであります。五分利公債に代つて多く交付公債として發行され昭和九年十月一日から難四分利公債として東京國債市場に於て實物取引が開始されました。五分利國庫債券は回数に依つて分れてゐますが、取引の便宜上償

還年月日を同じくするものを一括して昭和何年何月償還五分利と呼んで取引されております。昭和七年迄發行されましたが現在は發行されませぬ。四分半利國庫債券は之に代つて昭和七八年にかけて所謂赤字公債として始めて日銀引受(適宜買入希望に應ず)の方法を以つていろは號の三銘柄が發行され次いで之に代つて昭和八年八月末から四分利國庫債券が同様にいろはの順に發行されてゐますが、何れも取引の便宜上昭和何年何月償還四分半利又は四分利と呼んで取引されてゐます。此外昭和十一年五月一日に我國最初の三分半利國庫債券(い號)が發行され、今後次々に發行される筈であります。米穀證券及大藏省證券は政府では之を國債とせず別勘定にしてゐますが實質上國債であります。米穀證券には二種あつて一つは政府の米穀買上代金として交付されるもので發行日の屬する年度の翌年度四月一日に償還されます。此證券は元來日本銀行に持込めば一定の米穀證券割引率に依つて割引いてくれますが、市場金利の方が低い場合は市場に賣却され投資家の手に入る譯であります。従つて日歩は市場金利に伴つて鋭敏に動きます。券面は一定してゐませんが、一、二千圓から三、四千圓のもの多く大低何十何錢と云ふ端數がついてゐます。政府で米の買上をする際に金利の關係から出廻ります。他の一つは右の

米穀證券の借換の爲に發行されるもので、日歩幾許割引の形で目下日銀又は預金部引受で發行され日銀手持分は通常民間の希望に依つて賣却されます、其條件は金融政策も加味されて決定され期限は一ヶ月位から半年内外最長一年以内、券面種類は壹千圓壹萬圓拾萬圓の三種であります、次に大藏省證券は政府が一會計年度に於て國庫金出納上必要ある時發行し得るもので、當該年度の歳入を以て償還するを要し且大藏省證券及日本銀行借入金の最高額は毎年度帝國議會の協賛を経るを要するのであります、之は一般會計のもので、此外專賣局特別會計に於て、一定限度迄大藏省證券の發行又は借入金を爲し得るのであります、通常大藏省證券は期間一、二ヶ月、券面種類は入札發行の分は壹萬圓と拾萬圓の二種、賣出の分は此外千圓五百圓百圓があります、公募される場合は入札又は賣出の方法に依ります、米穀證券と同様割引日歩幾許と云ふ風にして取引されますから、日歩の高低に依つて銀行預金より有利となります。

(ロ) 地方債 とは府縣債市町村債等の總稱で、即ち此等地方團體の發行する債券であります、國債と地方債とを公債と呼びます、地方債中一般市場に賣出されるものは殆んど府縣債及市債のみに限られ其他のものは或は發行額の小さい爲或は其性質が地方的である爲め政府預金部或

は銀行又は一部資産家が之を引受けるのが普通であります、地方債中代表的なものは東京及大阪兩市債で地方債の基準となり、此外京都、名古屋、横濱、神戸の各市債を加へて所謂六大都市々債として特殊な地位を持つております、府縣債及其他の市債にも多少市場性に差異はありますが、總じて地方債は其發行者が府縣市等の地方團體であり且つ發行には嚴格な法律上の制限があり、監督官廳の認可を必要とし、其元利拂は事業收入及租稅等によつて賄はれる性質上確實性に就ては先づ中分なく、利率は國債に比して高く償還期限は國債より短いのが普通であります、殊に地方債は國債と異り大抵最終償還期に全額を償還するのではなく、發行後一二年据置其後毎年又は毎半年に分割償還するもの多く、従つて發行額の五萬乃至十萬圓見當のものを全額御投資になる事は短期及長期各種の預金をすると同様の結果となり頗る御便利なものとなります。尙府縣市債に投資する代りに消費貸借で御貸しになる事は利子課稅が無くなる關係上其文有利となります。

(ハ) 銀行債 とは興業債券、勸業債券、北海道拓殖債券、朝鮮殖産債券、府縣農工債券の總稱であります、此等の銀行は事業金融又は農業金融を行ふ爲夫々特別の法律に基いて設立され

たもので長期金融を行ふ關係から債券發行の特權を附與され同時に政府より直接保護監督を受けておりますから、普通社債より信用が厚いのであります、例へば興業債券、北海道拓殖債券、農工債券の最大發行限度は拂込資本金の十倍迄、勸業債券と朝鮮殖産債券は同様十五倍迄とす外、各特別法令に基いて爲された各種の貸付即ち不動産、財團抵當貸付、引受債券、公共團體貸付等の現在高を超過して債券を發行する事は出来ないと言ふ風になつております、換言すれば資本金積立金並に貸付金等が發行債券の擔保の意味を持つてゐる譯でありますから、其確實な事は申す迄もありません、殊に興業債券と勸業債券とは信用特に厚く流通の圓滑並に融通性と云ふ點から見ても一流中の一流社債であります。

興業債券には普通發行のものと割引發行のものと二種あつて、共に回数に依つて區別されております、後者を割引興業債券と云ひ、期限一ケ年、券面種類は千圓を最小とし普通十萬圓迄五種あります、普通の興業債券は期限概ね十年乃至十五年ですが、利廻並に期限共に國債に較べて有利でありますから、銀行保險信託會社各種社團並に財團法人資産家等の好投資物として需要が盛んであります、普通の興業債券の元利金は同行本支店代理店及内地集配郵便局で支拂

はれ、割引興業債券の元金は同行本支店に於て支拂はれます。

勸業債券には割増金附のものと然らざるものとの二種あり、共に市場公募分は回数で區別されてゐます、割増金附のものは自然利廻悪く、期限も長く且券面種類の如きも最高二十圓の小額で貯蓄階級を顧客として社債市場に於て特殊の地位を占めております、普通の勸業債券は興業債券と同様市場に於ては一流債券として取扱はれてゐますが、期限は概ね十五年乃至二十年であります、又最近農工銀行を合併した關係上其既發農工債券を其儘繼承して居る分が相當あります、尙大正十三年以降發行の復興貯蓄債券は特別の法律に依り政府勘定に於て勸業銀行が其取扱をしてゐるもので回数別になつております、普通の勸業債券の元利金は同行本支店出張所代理店取扱店に於て支拂はれ、割増金附のものは此外全國集配郵便局に於て支拂はれます。

北海道拓殖債券、朝鮮殖産債券及農工債券は北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行、各府縣農工銀行が夫々發行するもので前述の興業債券勸業債券に次いで廣く流通してあります。従來は發行銀行所在地の關係上地方的でありましたが、昭和二、三年頃以來公社債市場の著しい發達に伴ひ全國的となつて來ました、何れも公募されたものは回数に依つて區別されております、北海

道拓殖債券の元利金は同行本支店代理店全國集配郵便局に於て支拂はれ、朝鮮殖産債券の元利金は同行本店に於て支拂はれ、何れも期限は十年乃至十五年見當であります、農工債券中著名なのは東京、大阪、兵庫、神奈川、愛知等で其外宮城、福島、阿波、岡山を加へた九つは全國集配郵便局で其元利金を支拂ひますが、其他は元利拂場所が一定地域に限られております、期限は十年乃至二十年見當であります。

(二) **特殊社債** とは南滿洲鐵道株式會社々債と東洋拓殖債券を指します、此兩發行會社は夫々特別の法律に依つて設立され、政府の保護監督を受けております、南滿洲鐵道株式會社々債は拂込資本金の二倍迄、東洋拓殖債券は同様十倍迄を最高發行限度としております、兩社債共に特殊社債として信用厚くよく普及してゐますが、就中南滿洲鐵道株式會社は東洋拓殖株式會社に比較して業績良好ですから、其社債は一流中の一流として興業債券勸業債券同様に取扱はれております、乍併東洋拓殖債券の所有者は同社の財産に就き擔保債權者を除き他の債權者に先んじて自己の債權の辨濟を受ける權利を有するのでありますから、一種の擔保が附いてゐる様なものであります、此事は一般に餘り知られておりませぬ、(同社法廿七條) 滿鐵社債の元利金は興

銀本支店代理店に於て支拂はれますが、東洋拓殖債券の元利拂場所は回数により區々であります。

(ホ) **普通社債** とは一般事業會社が事業資金を得る爲發行する債券で、原則として拂込株金額又は現存財産額迄其發行を許されております、此の如き社債の流通する所以も亦一に元利拂の確實性に對する信頼にありますから、事業會社の中でも比較的業礎の堅實なものでなければ社債の發行は出來ない譯であります、例へば電力、電燈、鐵道、軌道の如き事業を營む會社は非常な利益を擧げる様な事がないと共に損金を出す様な懸念尠なく、人口増加並に經濟の發達に従つて需要は毎年増進すべき傾向を持つておりますから、電燈電力及長距離乃至大都市郊外の鐵道軌道社債は一般に事業の性質上他の事業會社債より確實なものとされております、其他の社債を事業別に分けますと、紡績毛織會社債、人絹會社債、製紙會社債、海運造船會社債、製糖製粉及釀造會社債、鑛業會社債、セメント會社債、肥料會社債、雜會社債等であります、而して事業の性質から云へば前者に比し幾分確實味の相違がありますが、之は大體論であつて個々の社債の確實性は結局個別的に發行會社の基礎及業態を調べた上決定されねばなりません。

次に普通社債は擔保の有無に依つて無擔保社債と擔保附社債とに分類する事が出来ます。

(一) 無擔保社債 我國の現状では信用の大きな事業會社が無擔保社債を發行してゐます。

(二) 物上擔保附社債 とは社債の元利拂を保證する爲に發行會社の財産の全部又は一部を擔保としたものであります、即ち發行會社の利益が擧がらなくなるか破産の如き場合に於ても擔保權を實行すれば該社債元利金の回收は出来る筈のものであります、物上擔保附社債を發行するのは必ずしも會社の内容が確實味を缺いてゐる爲ではありません、大抵は會社の所在地又は營業地が地方に在つたり或は資本金が小額である爲に世間に充分知られてゐない様な場合に擔保附として確實性を裏書するのであります、更に一步を進めて考へれば社債は株式と共に長期事業資本を提供するものでありますから他の債權と異り充分に保護すべきであつて信用のある大會社々債も寧ろ擔保附を以て本筋とすべきものですから最近日銀興銀主唱の下に銀行家が社債を擔保附とする申合せをなし、又實際投資家が擔保附を選ぶ傾向とも相俟つて著しく擔保附社債が増加して來ました。

物上擔保附社債を發行するには發行者は必ず擔保附社債信託法の規定に従つて受託者を選任

して擔保物件の管理を依頼せねばなりません、受託會社は委託會社及社債權者に對して善良なる管理者の注意を以つて信託事務を處理し總社債權者の爲に擔保權を保有し且つ實行するの義務を負ふのであります、乍併實際上自己の受託した社債が元利拂不能に陥り擔保物を處分すると云ふ事は受託會社の信用にも關する事になりますから、契約前先づ其會社の内容及管理すべき擔保物を調査し充分確實なものか否かを確めた上でなければ受託契約は出來ない譯であります、従つて受託會社の如何は社債選擇の一つの標準となります、(尙廿二頁(八)擔保の項参照)

(ハ) 産業債券 は産業組合中央金庫の發行する債券であります、産業組合中央金庫は特別法に依つて設立され、産業組合の中央銀行たる役割を行ふもので、産業債券發行限度は拂込資本金の十倍とする外其發行に嚴格な制限のある事並に政府の特別の保護監督下に在る事は前述の特殊銀行と略同様であります、從來産業債券は總て預金部引受でありましたが、將來は公募される事もあるでせうし、其際には銀行債券同様に取扱はれるものと思ひます。

(ト) 外貨邦債 又は外債とは外國に於て發行される日本政府、府縣市及銀行會社の債券の總稱であります、昭和七年七月一日資本逃避防止法令實施以來外國から投資の目的で新に外貨邦債

を買入れる事は禁止されましたが、同日現在に於て内地に存在する外貨邦債は同年七月中に其所有届を大藏大臣に提出しスタンプの押捺を受ければ自由に賣買し得る事となりました、昭和十年末外債總額は邦貨換算十九億圓餘にして内地に逆輸入された額は數億圓に上るであらうと云はれてゐます。

外貨國債は左の九種あります

名 稱	利率	最終償還期限
第一回四分利附英貨公債	四、〇	昭和廿八年十二月卅一日
第三回	四、〇	同 四十五年六月一日
五分利附	五、〇	同 廿二年三月十二日
六分利附	六、〇	同 卅四年七月十日
五分半利附	五、五	同 四十年五月一日
舊南滿洲鐵道英貨社債(政府承繼)	五、〇	同 二十三年七月十五日
四分利附佛貨公債	四、〇	同 四十五年五月十五日

六分半利附米貨公債	六、五	同 二十九年二月一日
五分半利附	五、五	同 四十年五月一日

此内佛貨四分利公債は佛貨拂は法切下の爲不利となりますので佛貨拂は受けずに、二百五十八法に付百圓の確定換算率で日本銀行に於て元利金が支拂はれますので、圓貨拂を受け國債市場長期取引にも上場されてゐて全く内國債同様に取引されてゐます。之は五百法券、千法券の如き小券が多く且つ外國文字で記載されてゐる關係上内國債よりいつも好利廻であります、六分半利並に五分半利附日本政府米貨公債は取引額が多い爲昭和九年二月二十六日から國債市場に於て毎日實物取引が爲されてゐます。佛貨四分利以外の外貨國債は支拂期日又は呈出日の爲替相場で日本銀行に於て支拂はれるものと全く外國に於てのみ支拂はれるものとあります、外貨市債は東京、大阪、横濱、名古屋の四市債十銘柄を數へ、外貨社債は東拓、大同、日電、東電、東邦、宇治電の六社十一銘柄に上つております、國債以外の外貨邦債は總て元利金は外國に於てのみ支拂はれます、外國に於ける元利金の取立は通常元本債券又は利札を其時々爲替相場で爲替銀行に賣却する方法で致します。



昭和六年十二月金輸出再禁止後我國の對外爲替低落に因り英國又は米國貨幣を以つて元利金支拂が爲される外貨債は頗る好利廻となり投資家に愛好されてゐます、其利廻は將來の爲替相場に凡その見透しを附け直接利廻と最終利廻を考へなければなりません。

「外債便覽」 御申越次第贈呈致します。

### 三、公社債の條件

公社債は其性質上發行前に先づ發行額、券面種類、利率、償還期限及方法等の各種の事項を決定しなければなりません、此等の各項を總稱して公社債の條件と云ひ券面に記載されてゐます。以下各項に就て大體を申述べます。

- (一) 券面種類 普通百圓券、五百圓券、千圓券、五千圓券、壹萬圓券、等であります。
- (二) 利率 利率の定め方は年利に依る場合と日歩に依る場合とあり、利率年四分五厘と云

へば云ふ迄もなく券面金額百圓ならば年四圓五十錢の利息を意味し、日歩八厘と云へば百圓に付一日の利子の事で、其日歩に發行日又は取引日より起算し償還期日迄の日數を乗じた金額が利子で之を割引料と申します。

(三) 償還期限 最終償還期限の事であります。

(四) 償還方法 には色々ありますが、極大掴みに云ひますと、通常一定の時期迄据置、其後發行者の都合に依つて何時でも一部又は全部の償還が出来る隨時償還と年々一回又は二回豫め定められた期日に一定金額又は其以上の一部償還を爲し得るとなす年次定額又は定額以上償還とがあります、後者も都合に依り臨時全額償還を爲し得る旨規定するものが多いのであります、一部償還の方法は原則として抽籤に依るべきものであります、買入銷却は何時でも出来るのが通常であります、据置期間を定めたものは其間は償還し度くとも償還出来ないものであります。

(五) 發行價額 公社債には其募集の場合額面百圓に對し百圓拂込むべきものと其以下の金額を拂込むべきものとがあります、此拂込額を發行價額と云ひます。

(六) 利金支拂期日 利金の支拂は利率が日歩で定められてゐる場合は最初の拂込又は取引の際額面より差引の形で前拂となり、年利で定められてゐる場合は後拂にして其支拂期日は普通年二回ですが、國債中約半分は年四回であります。

(七) 元利金支拂場所

(八) 擔保 社債に對する擔保の種類は擔保附社債信託法第四條に限定されてゐる動産質、證書ある債權質、不動産抵當、船舶抵當、鐵道抵當、工場抵當、鑛業抵當、軌道抵當、運河抵當、漁業財團抵當、自動車交通事業抵當、の十一種であります、其中最も普通なのは鐵道軌道及其上を走る電車汽車架線等の附屬物を一括した鐵道又は軌道財團（財團とは財産の一團を組成し之を登記して其儘擔保と爲し得るものを云ひます）其他同様にして組成する工場財團等の上に設定する抵當權であります、抵當權には順位第一番第二番と云ふ工合に必ず順位があります、第一順位の抵當權を持つ社債權者は其擔保物件に就ては第二順位以下の抵當權を持つ債權者に優先して辨済を受け得ます、第二順位は第三順位以下に優先する事は同様であります、尙昭和八年五月二十日より擔保附社債信託法中一部改正に依つて所謂「オープン・エンド・モアゲイ

チ」制が實施されましたが、之は或一つの財團に對し同一順位の抵當權を以つて擔保せらるゝ社債の總額を定めて豫め登記をなしたる上、社債總額を必要に應じて數回に分ち發行する制度であります、即ち單一財團均等擔保制など、呼ばれてゐます。（尙第十六頁物上擔保附社債の項参照）

(九) 特約附 擔保附社債を發行するには種々の手續上の面倒がありますので、擔保附に次ぐ確實性を與ふる爲「本社債の償還を終る迄會社財産の全部又は一部を他に擔保として提供せず」或は「當會社が擔保附社債を發行するときは本社債をも擔保附社債に借換ふるものとす……」と云ふ様な特約を附する事があります。

(十) 利廻 公社債の條件中最も肝要なのは投資金額に對し毎年如何程の割合で収益があるかと云ふ事で、此割合を利廻と云ひます、利廻は一般に収益利廻と償還利廻とに分けられ、又單利の償還利廻に對して複利々廻があります。

イ、収益利廻（通常直接利廻と呼ぶ）とは單に買入値段（拂込金又は裸値段を指す以下同じ）に對する利子の割合で、買入値段と償還金との差を考慮しない利廻であります、例へば三分半

利公債を九十八圓で買へば

[公式] 年利子 + 買入値段 = 直接利廻  $3.50 + 98.00 = 3.57$

ロ、償還利廻（通常最終利廻と呼び何れも最終償還利廻の略稱で又間接利廻或は單利々廻或は單に利廻と呼ぶ）とは毎年受取る利子に最終償還期に受取る償還金と買入値段との差額（之を償還差益又は償還差損と云ふ）の年割額を加へ又は差引いたものを買入値段で割つたものであります。蓋し公社債は普通額面以下の値段で買入れますから償還期には毎年受取る利子の外に買入値段と額面金額との差額（償還差益と云ふ）を取得しますから、之を毎年利子に加へて受取るものと假定し、或は反對に額面以上で買入れた時には償還期には買入値段と額面金額との差額（償還差損と云ふ）を損しますから之を毎年利子から差引いて損するものと假定した利廻であります。正確な利廻は複利々廻でなければなりませんねが其計算が六ヶ敷到底一般に使用し難いのに反し單利々廻は簡單で其誤差も實際上殆んど問題にしなくてもよい程度ですので、廣く單利が使はれてゐます、例へば十二年期限の三分半利公債を九十八圓で買へば、

[公式]  $\frac{\text{年利子} + \frac{\text{額面金額} - \text{買入値段}}{\text{償還年限}}}{\text{買入値段}} = \text{最終利廻(單利)}$

例  $\frac{3\% \times 50 + \frac{100 - 98}{12}}{98} = 3.74\%$

ハ、複利々廻 抑も複利とは每期受取る利子を直ちに元本に組入れて行く所謂利に利を生む計算で複利元利合計は  $\text{元金} \times (1 + \text{利率})^{\text{年数}}$  となり誰にも直きに判りますが、公社債の複利の觀念は稍難解であります。今債券を額面で買つて額面償還を受けるとすると、毎期の利子は取つて了ひますから利率即利廻となり單利複利の區別を生じませぬ。所が債券を額面以下又は以上の値段で買入れますと、償還期に償還差益又は差損を生じ、之を單利々廻式に取扱ふと誤差を生じますので、**毎期の利子並に償還金は、何れも買入値段（元金）に對し、或利率で複利に依つて生じた元利合計の一部と考へ、其或利率を複利々廻と呼び買入値段を「債券現價」と云ひます。**

實際に複利々廻を算出するには、利子と期數と一期の利廻率（複利々廻）を知つて債券現價を求める左記公式に依つて、豫め算出された債券現價表を利用し與へられた債券と同利率同期限にして所要の複利々廻を抉む様な適當な二つの複利々廻を選んで其二つの債券現價を出します、其二つの債券現價は與へられた裸値段（債券現價）を挟みますから、前提とした二つの複利々廻と債券現價並に與へられた裸値段を用ひて比例で次の様にして所要の複利々廻を求めます。

[公式 I]  $\text{債券現價} = \frac{100}{(1 + \text{一期ノ利廻率})^{\text{年數}}} + \frac{\text{一期ノ利子}}{(1 + \text{一期ノ利廻率})^{\text{年數}}}$

例 二期券、十二ヶ年期限ノ三分半利公債ヲ98圓ヲ買ヘバ複利々廻如何

債券現價表に依つて

複利々廻	3.75	トスレバ	債券現價ハ	97.60
〃	3.70	トスレバ	〃	98.08

差 0.05 0.48

然ルニ 58.00 ナラバ 98.08 - 98.00 = 0.08

故ニ比例ニテ債券現價 0.08 ノ開キハ複利々廻幾許ノ開キトナルカラ見ルニ

$0.05 \times \frac{0.08}{0.48} = 0.00833 \dots$

故ニ  $3.7 + 0.00833 = 3.70833 \dots$  (複利々廻)

債券現價表には、大藏省監修東京銀行集會所編の「債券現價表」東株國債取引員組合發行の「複利債券利廻表」、當社發行の「低利率債券現價表」等がありますが、三分台の複利々廻を掲載した債券現價表は外國のものより外ありません。

ニ、日歩計算 満期又は繰上償還の爲に償還期が一ヶ年以内に近附いてゐるものは日歩計算で利廻を見ます。御申越次第説明致します。

#### 四、取引の豫備智識

取引方法を説明する前に豫備知識として「裸値段」「經過利子」「賣買代金」「相場」「送金方法」竝に「債券送附方法」に就て説明致します。

**裸値段と經過利子と賣買代金** 公社債は、通常發行日の翌日から額面金額に對し一定の年利率に基き日割で利子を生み、年二回又は四回の利拂日に其日迄の利子が附屬利札引換に支拂はれ、其翌日から亦同様に新しく利子を生むと考へる事が出來ます、斯く前利拂日(又は發行日)の翌日から取引日迄に發生した利子を「經過利子」と呼びます、其處で債券の値段に經過利子を含めた値段と經過利子を含めない値段と二通りを考へる事が出來ますが後者を「裸値段」と呼びます、取引上から見ますと裸値段を以つて債券の値段と定めた方が正確に行きます、で大正九年東京及大阪國債市場開設以來公社債の値段は總て裸値段で呼ぶ事になつたのであります、其結果實際の「賣買代金」は裸値段と經過利子(諸税控除)を加へたものとなります、此

點株式の配當を含めた「含みの値段」と異ります、式で示すと

買代金 = 額面 + 超過利息 (諸税控除)

經過利息 (諸税控除) の計算方法 先づ額面百圓に對する年利息を三百六十五分して日割とし之に前利拂日 (又は拂込日) の翌日から取引日迄の日數を乗じ圓以下七位に止めます、併し公社債利息に對しては資本利息税百分の二が賦課される外、第二種所得税は地方債利息に對し百分の四、社債利息に對し百分の五が賦課されますから之も公社債所有期間に應じ日割で負擔する事とし、税控除經過利息は額面百圓に對する經過利息に國債は百分の九十八、地方債は百分の九十四、社債は百分の九十二を乗じ圓以下七位に止めます、それで實際取引の總經過利息は之に取引額面を乗じたものであります、税率は朝鮮に於て利拂を受ける分は違ひます、(四四頁参照) 外貨債の經過利息は米貨債は額面百弗、英貨債は額面百磅に就て夫々内債同様に外貨表示の年利息 (額面百弗又は百磅に付) を三百六拾五分したものに、前利拂日の翌日から取引日迄の日數を乗じた積を弗又は磅以下七位に止め、之を取引額面倍したるもの (此時仙、片未滿を切捨てるか否かは其時々に定める) を其時の正金銀行電信賣建値の一ポイント高で邦貨に換算

します、一ポイントとは對米爲替相場に於ては八分の一弗、對英爲替相場に於ては十六分の一を云ひます、弊社發行「經過利息便覽」御申越次第贈呈致します。

相場 公社債の公定相場は東京及大阪兩國債市場に於ける總ての賣買出來値段で、兩市場發行の國債市場日報に依つて詳細に發表される外、主要銘柄は毎日新聞相場欄に報導されます、勿論取引數量の多い關係から東京國債市場の相場が指導的性質を持つております、乍併地方債社債の實物取引は市場外に於て行はれる事が少くないので従つて其相場も統一されない事があり、各證券業者の發行する相場表又は仲値表に各適當と思はれる値段が掲載されるのですが、諸種の事情から店に依つて値段の著しく違つてゐる様な事が起ります、尙此等の相場は所謂仲値であります、相場何圓と云ふ呼値は内債は額面百圓、佛貨債は額面五百法、英貨債は額面百磅、米貨債は額面百弗に就ての事であります。

送金方法 は色々ありますから左に順次説明致します。

(イ) 『銀行當座預金口振込』顧客から當業者へ送金する場合は當業者が當座預金を持つて居る銀行と爲替取引のある銀行に依頼して當業者の預金口へ振込む方法であります、之には普通送

金と電信送金（更に普通と至急に分る）があります、當業者から顧客へは其反對に致します、之は絶対安全且迅速な最良の方法であります。

(ロ) 「送金小切手（銀行爲替）」之は横線（銀行渡）にするのが安全ですが運送保険を付けなければ絶対安全とは云へませぬ。

(ハ) 「郵便振替貯金」此方法は稍不便で一週間内外もかゝりますが絶対安全であります。

(ニ) 「荷爲替手形」顧客が當業者へ送金して債券を買ふ場合に其送金を不安に思はれるならば、取引のある銀行を當業者に指定して該銀行へ荷爲替手形取組方を御依頼になれば當業者は御指圖通り爲替手形に債券を付けて其銀行へ送りますから其銀行から通知あり次第代金を其銀行へ御支拂の上債券を御受取りになる事が出来ます、反對に當業者に債券を賣つて代金を受取る場合に債券の送附を不安に思はれるならば自分の取引銀行に依頼して當業者を名宛人にし該銀行と取引關係ある當業者所在地の銀行を受取人とした荷爲替手形を作り債券を添へて取引銀行へ差出せば適宜取計ひの上期日には當業者から代金を取立て、依頼者の預金口へ振込んで呉れます。

(ホ) 「郵便爲替」大きい金額には不便であります。

**債券の送附方法** 當業者から顧客へ債券を送る場合は運送保険を附し配達證明附書留郵便又は小包郵便で送ります、其場合到達迄の危険は當業者の負擔なること勿論であります、顧客から當業者へ債券を送附する場合も同様の方法に依るのが萬全の方法であります、此場合保險會社との交渉などは相當の證券業者ならば便宜取計つて呉れます。

## 五、公社債の募集

公債社債が募集（賣出を含む）される場合には其發行條件は大抵何れかの新聞には廣告されますが尙取扱店は別に其發行條件を印刷したものを申込用紙と共に顧客に配布します、新聞で御覽になつた場合は取扱店へ申込用紙を御請求になつて、申込書へ適宜記入の上送附するか或は電話で申込んで同時に申込證據金を送れば取扱店は申込證據金領收證を渡します、通常申込額が募入額となりますが若し應募超過になれば申込に對し割當に依つて募入額が決定し通知さ

れます、拂込期日には拂込金額から申込證據金を差引いた金額を御拂込みになれば引換に債券を御渡しします。

## 六、普通の賣買（顧客と當業者との賣買）

店頭で賣買する場合は左に述べる通信賣買の手續が一度に出來ますから問題はありませぬ、通信賣買するには買はうとする場合も賣らうとする場合も先づ其公債又は社債の名稱と數量とを通知して値段を照會します、最も當業者の配布する相場表に依つて大體は判りますが相場表の値段は所謂仲値であつて實際賣買の時には賣と買とに依つて此仲値から十錢から二三十錢位高下のあるのが普通ですから一應照會の必要があります、當業者は其公債又は社債が自分の手許にあるときは勿論自分の手許になくとも外から買入れることの出來る見込が附けば折返し適當と思はれる値段を申出で其値段の折合が附けば賣買が成立するのであります、賣買が成立すれば買注文の場合には當業者から現品取揃の通知があり次第（現品受渡は賣買成立の日から十

五日以内賣方勝手渡の慣習になつて居ります）約束の値段に經過利子を加へた金額即ち代金を御送附になれば引換に現品を送ります、賣注文の場合は現品送附あり次第代金を送ります、尙御通知あり次第當業者の方から顧客のお宅へ出向く事もあります。

## 七、國債市場に於ける取引の方法と委託賣買

大正九年日本銀行及日本興業銀行の主唱で東京及大阪株式取引所内に國債市場が設立されて以來其取引員には從來の現物店以外に有力な銀行などが加入し日々市場に集合して取引する關係上公社債の賣買は同市場を中心として行はれる様になり取引も次第に統一され従つて流通も圓滑を加ふるに至りました、東京株式取引所國債市場に於ける國債取引員中には日本興業銀行が加入してゐます外有力な證券業者は殆んど全部加入して居ります、大阪國債市場の取引員も亦同様の組織を有し其取引の方法も大同小異でありますから此處には専ら現在東京國債市場で行はれてゐる取引に就て説明します。

取引の方法には實物取引と長期清算取引との二つがあります。

(一) 實物取引 實物取引には普通賣買と入札賣買との二つがあり、普通賣買は更に特殊銘柄賣買と其他の賣買との二つに分けることが出来ます。

特殊銘柄賣買 特殊銘柄と云ふのは内國債の殆んど全部と佛貨四分利公債と六分半利附日本政府米貨公債、五分半利附日本政府米貨公債、滿洲國建國公債、滿洲帝國四分利公債に對する總稱であります、其特殊銘柄の實物取引は毎日午前午後各二回宛行はれます、市場の用語で之を前場第一節立會第二節立會、後場第一節立會第二節立會と云ひます、其時刻には取引員が市場に集合し取引所係員の擊柝(合圖)により順次各銘柄毎に賣買を開始し終了します、其賣買の方法は通常の賣買であつて數個の賣買があれば數個の實物公定相場が出来る譯で直ちに係員に依つて相場に賣買額面及出來値段が掲げられます、取引員の配布する國債市場日報には實物公定相場は全部記入されておますが新聞紙には通常其内の主要な相場だけが掲載されます、特殊銘柄以外の賣買は市場の開始時刻即ち午前九時三十分から時間に拘らず行はれます、入札賣買は特殊銘柄以外のものに付毎月二回行はれます即ち賣方は自分の賣らうとして容易に買手の見

當らないもの又は同業者間個別に當るよりも入札に依るを便利とするもの等に就て行はれます。

實物取引に於ける品物の受渡は普通賣買約定成立の日より十五日以内にして其期間内に於ける受渡は賣方の隨意であります、之は品物を取揃へるには或は遠隔の地から取寄せる事もあるので賣方を保護する譯であります、之に對し特に條件附賣買と稱し受渡期日又は債券の券面種類に付買方が條件を附けるものがあつて、値段は普通五錢乃至十錢位高くなります。

(二) 長期清算取引 長期取引は東京に於ては大正十四年十一月から開始され、次で翌年大阪に於ても開始されましたが、巨額の賣買をなすのに非常に利用されております。

長期清算取引は矢張毎日午前午後各二回宛行はれます、市場の用語で之を前場寄付、大引、後場寄付、大引と云ひ、取引所係員の擊柝に依り賣買を開始し終了します、其賣買の方法は實物賣買と異り競賣買の方法に依つて特定の期日に受渡を行ふ契約を結ぶのであります、契約の時期如何に拘らず受渡の日は偶數月は五日、廿五日の二回、奇數月は十五日の一回と云ふ様に廿日毎に受渡期日があります、最近の期日に受渡をする取引を當限賣買次の期日に受渡をする取引を中限賣買、其次の期日に受渡をする取引を先限賣買と云ひます、之を略して當限、中限、



先限と云ひ更に略して當、中、先と呼びます、即ち國債の限月は二ヶ月となります、尙長期取引は實物取引と異り實際の受渡をする考がなければ買つた場合には同じ受渡期日の同一種類のもの同額を賣れば前の買と相殺する事になつて居りますから代金を用意する必要はありません、賣つた場合には同じ受渡期日の同一種類のもの同額を買へば前の賣と相殺されますから現物を用意する必要はありません、市場の用語で前者を「轉賣」と云ひ後者を「買戻」と云ひます、轉賣又は買戻の結果賣買雙方共賣値と買値との差益を受取り又は差損を支拂へば宜しいので、長期清算取引は競賣買の方法に依る結果毎立會に於て各取引された銘柄に就て當中先各一つの相場が出来る丈であります、即ち各立會中の取引は總て其相場で取引されるのであります、新聞には重要な銘柄例へば甲號五分利第一五分利第二五分利等の相場が報導されておます、長期取引に依り賣買し得る公社債は償還期限長く且つ發行額の多いものでなくてはなりません、現在毎日活潑に取引されてゐるものは、甲號及第三五分利、第一、二回四分利、廿二年及廿八年償還五分利、佛貨四分利等であります、取引額の單位は内債壹萬圓、佛貨四分利は一萬法であります、長期取引は先物賣買でありますから其取引には證據金を必要とします。

**委託賣買** 以上國債市場に於ける賣買の極く概略を述べましたが、顧客が取引所に於て賣買せんとする時は取引員に委託して賣買を行はねばなりません、之を委託賣買と云ひます。

實物賣買を委託する場合は其公社債の名稱及額面の外賣らうとする場合には最低値段、買はうとする場合には最高値段（所謂指値）を指定し又は値段を成行に任して（所謂成行）賣買を委託します、入札賣買の場合も豫て取引員から配布した賣入札申出一覽表に依り希望の品を選択し其額面と希望値段とを通知します、取引員は註文主の指圖に従つて註文主に最も有利な値段で賣買をし其結果を報告します、實物賣買を委託した場合の受渡方法は普通の賣買と同様であります。

長期賣買を委託する場合は公社債の名稱、額面、受渡期日の外普通指値又は成行を通知すると同時に左の割合で委託本證據金を送り、ロ、ハ、の證據金は賣買成立後に夫々必要に応じて送ります。

イ、委託本證據金

内國債は額面百圓に付一圓五十錢  
地方債、社債は額面百圓及佛貨四分利公債は額面五百法に付三圓

各銘柄毎に各限を通算して賣買對當數量を相殺したる残玉が額面二十萬圓を超える分 額面百圓に付五十錢  
 同 五十萬圓を超える分 同 一圓  
 (公社債を通じ) 同 百萬圓を超える分 同 一圓五十錢  
 (て同一割合)

ハ、委託追證據金 原則として約定値段と其後の各場の大引値段とを比較し其差損額が委託本證據金の四分の一以上に達する毎に其四分の一

長期賣買は受渡をする事もあり、轉賣、買戻の方法に依つて差金取引に終る事もあり、轉賣、買戻をするには取引員に通知する必要があります、尙長期取引の取引方法は可成り複雑ですから別冊で二層詳しく説明致し度いと思ひます。

委託賣買は左の通り委託手数料を取引員に支拂はねばなりません。

國債	額面百圓に付	實物賣買	長期賣買
地方債	同	八錢	十錢
社債	同	十二錢	十五錢
		十五錢	二十錢

(備考) 外貨債に就ては英貨一磅を十圓、佛貨一法を四十錢、米貨一弗を二圓として計算します  
 例へば佛貨五百法は二百圓として手数料は實物賣買十六錢長期賣買二十錢となります

### 八、公社債の保管方法

無記名式の公社債を手許に置いてゐる場合には (一) 盜難、紛失、滅失の危険 (二) 盜品又は紛失品を買入れた場合其原所有者から公示催告の申立をされたのを知らずと該債券の失効を來す除權判決の言渡を受ける危険。(三) 常に當籤、繰上、満期償還に注意しなければならぬ不便、(但相當な店から買入れたものなら其店から通知して呉れるのが普通であります)。(四) 元利金取立の不便等が多少あります、以上の危険乃至不便を除くには「保管預り」か「記名式」乃至「登録國債」にして了ふのが一番ですが、無記名有價證券の盜難、紛失、滅失に對しては簡單な訴訟上の救濟手段として「公示催告」も出來ます、尙「記番號登録」「元利金取立」の制度を利用すれば或程度まで此等の缺點を除く事が出來ます、左に順次説明致します。

保管預り とはお預りした債券を堅牢な金庫に藏置し何時でも該債券の御引出に應ずるものでありまして日々該債券の當籤、繰上、満期償還の有無を調べ元利拂の際には適宜の方法で取

立て、送金する外他人より公示催告の申立を受くる事なきやも毎日調べるのが普通であります、實際上の安全性は取扱者の信用と藏置する倉庫の堅否とに依つて其程度を異にする譯で假令大震災が起つても尙堪へ得る様な堅牢な倉庫ならば先づ絶対安全と云ふべく、尙萬一に備ふる爲保管預り債券の名稱、金額、券面種類、記番號をば東京と大阪と云ふ様に相當離れた所に備へ付けた原簿に記録して置けば一層安全であります、之は『運用預り』とは全く違ひます。

**公示催告** 無記名式の地方債及社債を盗失、紛失、滅失した場合には裁判所に公示催告の申立をなし、異議を申出るものがなければ該債券の失效を生ぜしむる除權判決を得て其判決と引換に新債券の交付を受くる事が出来ず、但し國債は公示催告の申立に依る事が出来ぬ事になつて居ります。

**記番號登録** と云ふのは債券を手許に置いた儘單に名稱、回数、券面種類、記番號を當業者に通知すると當業者は該債券の右要項を記録し、償還又は公示催告の申立のあつた場合には其通知をする事を云ひます、此他債券所有者に重大な關係ある事項も適宜通知するものであります、尤も此等の事項は當業者が賣渡債券に就て夫々行つてゐるのが普通であります。

**記名式書換** とは無記名債券を發行者に請求して記名式にして貰ふ事で其結果記名債券の移轉は取得者の氏名、住所を發行者の許に在る債券原簿に記載し且其氏名を債券に記載して貰はなければ之を以て發行者其他の第三者に對抗する事を得ませぬから喪失に依つて損害を蒙る恐れなく、代り債券の交付も容易であります、但し記名書換の請求に應じない地方團體、會社もあります。

國債は記名式にすると次の登録國債になります。

**登録國債** 内國債は請求によつて記名式即ち登録國債とする事が出来ず、其内證券を發行しないものを『甲種登録國債』、證券を發行するものを『乙種登録國債』と呼びます、而して登録國債を移轉し又は質權の目的と爲したる時は登録を受けなければ、之を以て政府其他の第三者に對抗することを得ませぬ、(國債に關する法律第三條)従つて喪失の場合損害を蒙る恐れなく、代り債券の交付を受ける事も容易であり且つ償還の場合には日本銀行から通知されます、之は國債所有の絶対安全の方法であつて日本銀行本支店代理店に於て無手数料で取扱はれます、尙登録國債を普通の無記名證券に換へる事も出来ず。

**元利金取立** 債券の元利金を取立てるのが不便な場合には元本債券又は利札を當業者に送つて取立を依頼すれば當業者は顧客の希望通り取立の上送金致します、相當な證券業者ならば重要な附隨業務として一切無手数料で取扱つて呉れます。外貨債の元利金は普通其時の爲替相場で元本債券又は利札を證券業者に賣る方法で之を取立てます。

## 九、公社債擔保金融

公社債を買入れた後之を金に換へ度い場合容易に賣却し得る事は前述しましたが、更に之を擔保とすれば何時でも簡単に且つ低利率で以つて資金の融通を付ける事が出来ます、畢竟するに、公社債は値動き少く且つ賣買も容易な所から擔保品として最善の條件を備へる外、融通の手續が非常に簡便である爲であります、今實際の手續を見るに、先づ約束手形を作成し、公社債擔保契約を結び手形と債券とを引渡せば宜しいのであります、(各種の團體、法人等で融通御希望の場合は代表者の資格證明書と印鑑證明書を添へて御提出になる必要があります)、遠

隔の地との取引ですと、先づ融通を受けようと思ふ金額と擔保とすべき債券の銘柄を御通知になれば先方からは擔保債券の掛並に所要額面數量の外其時々最低利率を回答し同時に手形用紙及契約書類も送りますから、御希望に副へば約束手形並に擔保契約書御作成の上債券を添へてお送りになれば先方は折返し手形金額から割引料を控除したものを送つて來ます、或は又手形及債券を直接先方へ送らずに荷爲替手形取組みの方法で取引銀行を経由されるのも便利で安全であります、尤も國債及一流地方債銀行債社債擔保ならば何處の銀行でも貸しますが、其他のものでは或は貸し澁る様な事もあり或は從來銀行に取引がないと總て取引に應じない銀行もあるでせうが、其際には該債券の募集を引受けた銀行なり證券業者なりに持つて行けば其が相當の店ならば大抵御希望に應じます、其は即ち自分の所で募集を引受けた債券に流通性並に融通性を充分與へて債券投資家の御便宜を計らんとするからであります、殊に證券業者は債券普及の目的から金融の仲介をなし最も安い金を融通する様に努めております、通常掛は時價の九掛から八掛見當、利率は其時の市場金利に依り變りますが、大體債券の利廻と同等見當と考へて間違ひありません、近年中央市場の金利は非常な低率でありますので貸付利率もそれ丈け低

率になつて居りますが殊に優良債券擔保で相當纏つた金額の融通ならば著しく低率で御希望に應じ得るものと思ひます。

## 一〇、公社債と課税

公社債の利子所得に對しては利拂の際差引の形で第二種所得税と資本利子税とが賦課されま  
す、但國債は第二種所得税を、貯蓄債券復興貯蓄債券は第二種所得税及資本利子税共に免除さ  
れ、割引興業債券の如く其利子を割引料の形で前以て拂込金から差引くものには兩税共に賦課  
されませぬ、内地及臺灣樺太に於ける第二種所得税の税率は地方債に對して百分の四、社債に  
對して百分の五、資本利子税は公社債を通じて百分の二であります、朝鮮に於て利拂を受ける  
分は資本利子税は内地同様なるも第二種所得税は地方債に對して百分の二、社債に對しては百  
分の三であります。

尙第二種所得税及資本利子税は何れも道府縣市町村其他の公共團體、神社、寺院、祀宇、佛

堂及民法第卅四條に依り設立された公益法人産業組合等の免税團體の所有する分には賦課され  
ませぬ、勿論其には前以て一定の手續をしなければなりません。

次に公社債利子所得は第三種所得税の課税標準たる第三種所得中には全く入らず、法人課税  
の場合には既納第二種所得税及資本利子税額は第一種所得税及營業收益税より差引かれます。

## 一一、公社債取扱機關の選擇

公社債を取扱ふ機關は銀行信託會社及證券業者であります、顧客を訪問し債券を届け、或  
は償還通知をなし、元利金取立其他證券に關聯する業務一切を行ひ、何處迄も行き届いた營業  
をしてゐる者は證券業者であります、殊に證券業者は大抵國債市場の取引員として獨特の地  
位を有しており、且獨特の販賣網を持つておりますから其提供する値段の如きも自然割安とな  
り、募集の場合等には自己の取得する手数料の一部を割いて發行價額以下で提供するのが普通  
であります、之を『割戻』と呼びます。

# 内外 公社債

取登保金賣募引

立録管融買集受

## 社會式株券證興日

<b>本 店</b>	東京市丸の内日本興業銀行四階 電話九ノ内(23)代表二四一四 振替貯金口座東京五三三九七一
<b>大阪支店</b>	大阪市東區高麗橋日本興業銀行大阪支店内 電話北濱(23)代表六四九 振替貯金口座大阪五五八四一
<b>名古屋支店</b>	名古屋市中區廣小路通住友銀行四階 電話本局(2)代表三一五六 振替貯金口座名古屋五一〇四
<b>福岡出張所</b>	福岡市天神町七十四番地 電話三〇・三〇九・六三三 振替貯金口座福岡二二〇七一
<b>廣島出張所</b>	廣島市研屋町七十五番地ノ二 電話一三・三三・五三七 振替貯金口座廣島七三九二
<b>岡山出張所</b>	岡山市西中山下百六十七番地 電話四七〇・四三三・三三〇 振替貯金口座大阪八三四六四
<b>京都出張所</b>	京都市烏丸通六角上ル 電話本局三三・三三〇・五三〇 振替貯金口座大阪八三三七二
<b>神戸出張所</b>	神戸市神戶區西町日本興業銀行ビル一階 電話三宮(3)二五〇・二五〇・二五〇 振替貯金口座大阪四六二一八
<b>新潟出張所</b>	新潟市本町通九番町千三百四十七番地 電話六六三・六五二・三三六 振替貯金口座仙臺六九九九六

注意 當社ハ右記ノ外別ニ代理店、特約店等アリマセヌ

乍併近時證券市場の發達と共に偽造又は變造或は故障附債券が屢々市場に流通し、爲めに投資家で不測の損害を蒙つた方が尠くありません、従つて當業者も平素其點に注意し其種の債券は之を扱はぬ様にするは勿論若し少しでも故障のあるものは何時でも正當なものと交換すると云ふ風に最後迄責任を持たねばならぬものと思ひます、一方投資家もよく當業者の信用程度營業振等に注意して取引しなければ思はぬ損害を招くことがあります。

(終)

日興證券株式會社と日本興業銀行との關係に就て御尋ねになる方があります弊社は、大正九年日本興業銀行の別働機關として設立され、資本金壹千萬圓其大部分は同行他は主として同行關係者の出資に依り専ら公債及確實なる社債の普及に努め之に關聯する諸般の業務一切を取扱つて居ります

弊社營業案内、外債便覽、經過利子便覽、稅控除利子便覽、債券保管預り、元利金取立、記番號登錄に關する參考書及手續書其他毎月十五日定期刊行の「公債及社債」一十日、二十日、末日刊行の「公債及社債仲値表」御申越次第贈呈致します

昭和十一年六月五日印刷  
昭和十一年六月八日發行

(非賣品)

著作  
所有

東京市大森區新井町四丁目二十三番地  
發行所 菊地 鈴太郎  
東京市小石川區高田壘川町三〇番地  
印刷所 厚 徳 社  
東京市豊町區丸ノ内一丁目八番地一  
發行所 日興證券株式會社

終

